

2025年度版

ご加入事業所の
支持を受け
おかげさまで
50周年

契約内容重要事項記載資料

特定退職金共済制度

新企業年金保険



企業が将来必要な従業員の退職金を
毎月計画的に積み立てる制度です。

大阪商工会議所

安心を築く退職金制度で、福利厚生に貢献。

この制度は大阪商工会議所が地区(大阪市)内事業所のご発展を願って実施する福祉事業の一つで、国の承認を得ております。

福利厚生の充実を通じて、人材を確保し従業員の勤労意欲を高めて、事業の安定成長をはかることを目的とした制度で、次のような特色を備えております。

1

将来必要な退職金を
今から、毎月計画的に
準備できます。

2

国の制度(中小企業退職金
共済)との重複加入も認め
られます。ただし他の特定
退職金共済制度との重複
加入はできません。

3

従業員の確保と安定化
をはかり企業経営の
発展に役立ちます。

制度の内容

掛金とご加入口数

- 月 額 掛 金 1口について1,000円
※掛金には1口あたり20円の制度運営事務費が含まれています。
制度運営事務費を除いた残額(1口あたり980円)を保険料として運用します。
- ご 加 入 口 数 従業員1人について1口から30口まで(65歳6ヵ月までの方は30口を限度として増口することができます。)
- 掛 金 の ご 負 担 全額事業主負担 掛金として払込まれた金額は、事業主に返還しません。

給付金

(給付金の種類および金額は次のとおりです。重複しては支払われません。)

- 退 職 一 時 金 被共済者(加入従業員)が退職した時に加入期間に応じて支払われます。退職一時金は、基本退職一時金の額と加算給付額との合計額になります。
〈基本退職一時金〉 掛金月額と加入期間(掛金納付月数)に応じて、あらかじめ大阪商工会議所特定退職金共済制度規約に定めた金額(右の表)となります。
〈加算給付〉 毎年の運用実績に応じて毎年7月1日に基本退職一時金に加算される金額です。
- 遺 族 一 時 金 被共済者が死亡したときに支払われます。
遺族一時金は、死亡時の退職一時金の額に、掛金1口について10,000円を加算した金額です。
- 年 金 加入期間が10年以上で被共済者が退職し、年金の受給を希望したときに加入期間に応じて支払われます。
年金は、退職時の退職一時金額を原資として計算した金額が、年4回(3・6・9・12月)3ヵ月分をとりまとめて10年間にわたって支払われます。ただし、年金月額が20,000円未満の場合は一時金でお支払いします。
また、年金の受給中に死亡されたときには、その遺族に対して残余期間分の年金に代え、未支払年金の年金現価相当額を一時金でお支払いします。

給付金の受取人

上記の給付金の受取人は、被共済者です。(税法上、事業主にはいかなる場合にもお支払いできません。)

給付金は受取人名義の口座へ直接お支払いします。

なお、本人死亡のときは労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位によります。

また、途中で共済契約をやむなく解約したときでもこの解約手当金は被共済者にお支払いし、事業主にはお支払いしません。

なお、解約の場合は、被共済者(加入従業員)全員の同意が必要です。

ご参考

- 退 職 一 時 金 退職所得となります。
〈課税対象額=(退職一時金-退職所得控除額)×1/2〉
ただし解約された場合の給付金は一時所得となります。
(所得税法第31条、同法施行令第72条・第76条・第183条)
- 遺 族 一 時 金 死亡退職金として扱われ、法定相続人数×500万円まで相続税はかかりません。
(相続税法第3条・第12条、同法施行令第1条の3)
- 年 金 雑所得となります。ただし公的年金等控除の適用が受けられます。
(所得税法第35条、同法施行令第82条の2)

※記載の税務取扱は、2024年11月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

〈ご存知でしょうか〉

「賃金の支払の確保等に関する法律」にもとづき、労働契約・就業規則等で労働者に退職金を支払うことを明らかにしている事業主は、退職金支払のための保全措置を講ずるよう努めなければならないこととされておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業主については、その義務づけが免除されます。

4

簡単な手続きで
ご加入いただけます。

5

掛金は取扱金融機関の
口座より自動的に
振替えます。

6

掛金は1人月額
30,000円まで損金
または必要経費に
算入できます。

基本退職一時金額、遺族一時金額および年金月額表

(掛金 月額1口 1,000円について)

加入期間	掛金累計	基本退職一時金額	遺族一時金額	年金月額
1年	12,000円	11,620円	約21,620円	—
2年	24,000円	23,320円	33,320円	—
3年	36,000円	35,090円	45,090円	—
4年	48,000円	46,930円	56,930円	—
5年	60,000円	58,840円	68,840円	—
6年	72,000円	70,840円	80,840円	—
7年	84,000円	82,900円	92,900円	—
8年	96,000円	95,040円	105,040円	—
9年	108,000円	107,260円	117,260円	—
10年	120,000円	119,560円	129,560円	約(1,030)円
11年	132,000円	131,930円	141,930円	(1,140)円
12年	144,000円	144,380円	154,380円	(1,250)円
13年	156,000円	156,910円	166,910円	(1,360)円
14年	168,000円	169,520円	179,520円	(1,470)円
15年	180,000円	182,200円	192,200円	(1,580)円
20年	240,000円	246,840円	256,840円	(2,130)円
25年	300,000円	313,530円	323,530円	(2,710)円
30年	360,000円	382,330円	392,330円	(3,310)円
35年	420,000円	453,330円	463,330円	(3,920)円
40年	480,000円	526,580円	536,580円	(4,550)円

- (注) 1. 年の途中で退職されたときの基本退職一時金額は、月単位で計算された額が支払われます。
2. 基本退職一時金額は、商工会議所特定退職金共済制度規約に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社および委託割合の変更等により将来変更されることがあります。
3. 遺族一時金額および年金月額は基本退職一時金額を基準に計算しており、加算給付額は含まれておりません。
4. 最低年金月額(20,000円)に満たない場合は、()表示しています。この場合、一時金でお支払いします。

法人の場合

(法人税法施行令第135条)(所得税法施行令第64条)

法人が負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。

個人事業所の場合

(所得税法施行令第64条)

個人事業主が負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。

ご加入に際してのご案内

契約できる事業所 ― 共済契約者

大阪商工会議所の地区(大阪市)内にある事業所であれば、従業員を加入させることができます。

加入するときは

- ★ 加入資格・・・大阪商工会議所地区(大阪市)内にある事業主に使用される14歳7ヵ月以上、65歳6ヵ月までの方。
(増口部分も上記に準じます。)また、従業員の「加入同意」が必要となります。
ただし、次の方は加入できません。
 - 個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族
 - 法人企業の役員(使用人兼務役員を除く)
- ★ 加入は包括加入・・・この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合は全従業員を加入させなければなりません。なお、期間を定めて雇われている人、季節的業務に雇われている人、試用期間中の人、パートタイマー、休職中の人、非常勤の人などは加入させなくてもさしつかえありません。
- ★ 口数の決め方は不当差別となるような決め方はできません。勤続年数や基準給与等の客観的基準で口数を決めてください。

効力発生日 (この制度は昭和50年4月1日より発足)

- 毎月20日までにお申込みのあった分については翌々月1日から効力が発生します。
- 毎月21日以降月末までにお申込みのあった分については翌々々月1日から効力が発生します。

掛金のお払込み

掛金はお取引金融機関の口座より毎月22日(休日の場合は翌営業日)に自動的に振替えられます。

(注1) ご加入後、口座振替ができなかった場合は翌月に2ヵ月分振替えさせていただきます。2ヵ月連続して振替えができなかった場合はさかのぼって契約解除となりますのでご注意ください。

(注2) お申込み後に金融機関、口座などの変更があった場合は、すみやかに大阪商工会議所共済事業室または委託保険会社にご連絡のうえ変更手続きを行ってください。

被共済者証の発行

ご加入者に対しては、「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。

給付金の請求

退職金の給付を受けようとするときは、すみやかに大阪商工会議所共済事業室または委託保険会社にご連絡のうえ、「特定退職金共済制度 脱退通知書兼退職一時金請求書」により請求手続きを行ってください。

継続期間

加入後、被共済者が事業所に勤務される限り、満75歳に達する日まで継続でき、この時点で脱退となります。

◆ ご加入にあたって特にご注意いただきたい事項 ◆

全従業員の加入が必要です

この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員を加入させるようにしなければなりません。

なお、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。

1. 期間を定めて雇われている人
2. 季節的な仕事のために雇われている人
3. 試用期間中の人
4. 非常勤の人
5. パートタイマーのように労働時間の特に短い人
6. 休職中の人

次の方はこの制度に加入できません。【所得税法施行令 第73条①三】

1. 個人事業主本人
2. 個人事業主と生計を一にする親族(生計を別にする親族で従業員の場合は加入できます)
3. 法人企業の役員(使用人兼務役員の場合は加入できます)

従業員の加入同意が必要です

加入・増口手続きにあたっては従業員の「加入同意」が必要となります。所定の申込書へ従業員の方の同意印を押印いただきます。

他の特定退職金共済制度との重複加入はできません

他の特定退職金共済制度に既に入っている場合は、この制度に重複して加入することはできません。

(中小企業退職金共済制度との重複加入は認められています。)

給付金は事業主にはお支払いしません

この制度の給付金の受取人は、被共済者(加入従業員)です。

給付金、解約手当金、掛金として払込まれた金額(運用益を含む)は、懲戒解雇・行方不明等いかなる理由によっても事業主にはお支払い(返還)しません。【所得税法施行令 第73条①四】

給付金額は将来変更されることがあります

パンフレットに記載の給付金額は特定退職金共済制度規約に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社および委託割合の変更等により将来変更されることがあります。

給付金額が払込掛金の累計を下回る場合があります

ご加入後一定の期間は、給付金額が払込掛金の累計を下回ります。(給付金額はP2の表をご確認願います。)

お払込みいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約(※)の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。また、予定利率については将来変更されることがあります。

(※)掛金払込期間中に死亡された場合には、遺族年金特約により遺族一時金をお支払いします。遺族一時金は、死亡時の退職一時金の額に、払込中の掛金1口について10,000円を加算した金額です。

次の事項に該当する場合、契約を解除することがあります

次の事項に該当する場合、共済契約者と締結した契約の全部または一部を解除することがあります。

- 共済契約者(加入事業所)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- 被共済者(加入事業所の従業員)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- その他、特定退職金共済制度規約に定める解除事由に該当したとき

◆ 過去勤務期間通算のお取扱い ◆

この制度に加入する前に、すでに事業所に勤務されている従業員については、その勤務期間を本制度の退職一時金等の額の計算基礎に含めることができます。（新規加入事業所のみ）

採用の メリット

- 1.被共済者の過去勤務期間を通算することにより、さらに充実した退職金制度が確立できます。
- 2.このお取扱いによる掛金（以下「過去勤務掛金」といいます。）は、全額が損金または必要経費に算入できます。

お 取 扱 い の 内 容

1

制度加入前の勤務期間（過去勤務通算期間）の設定

- 入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務通算期間」として、被共済者ごとに設定してください。
- 過去勤務通算期間は、10年間の限度とします。（年末満の端数月は切捨て）

2

過去勤務通算口数

- 過去勤務通算口数は、当初基本加入口数の範囲内で30口を限度とします。

3

過去勤務期間通算のお申込み

- 過去勤務期間通算のお申込みは、本制度にご加入の際、所定の申込書で同時にお申込みください。（新規加入時にのみお取扱いできます。）
- 過去勤務通算口数を途中で変更することや廃止することはできません。

4

過去勤務掛金

- 過去勤務掛金は通算期間、通算口数および払込期間により、個人ごとに計算されます。

5

過去勤務掛金の払込期間

- 過去勤務掛金の払込期間は、過去勤務通算期間と同一年数です。ただし、過去勤務通算期間が6年以上の場合の払込期間は5年とします。

6

効力発生日

- 過去勤務期間通算のお申込みの効力発生日は、基本掛金のお申込みの効力発生日と同様です。

7

制度加入後のお取扱い

- 過去勤務期間通算のお取扱いを適用された被共済者に対しては、「特定退職金共済制度被共済者証」を発行の際、その旨記載します。
- 過去勤務掛金は、基本掛金と同様に取扱金融機関の口座より毎月自動振替します。

【過去勤務掛金（月額）表】

（過去勤務通算月額1,000円につき）

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
過去勤務掛金払込期間	1年	2年	3年	4年	5年	5年				
過去勤務掛金払込月額	1,010円	1,010円	1,020円	1,030円	1,030円	1,240円	1,450円	1,670円	1,880円	2,100円

（注）過去勤務通算期間に対応する掛金払込期間内に、定年退職等により退職される場合は、本表によりません。

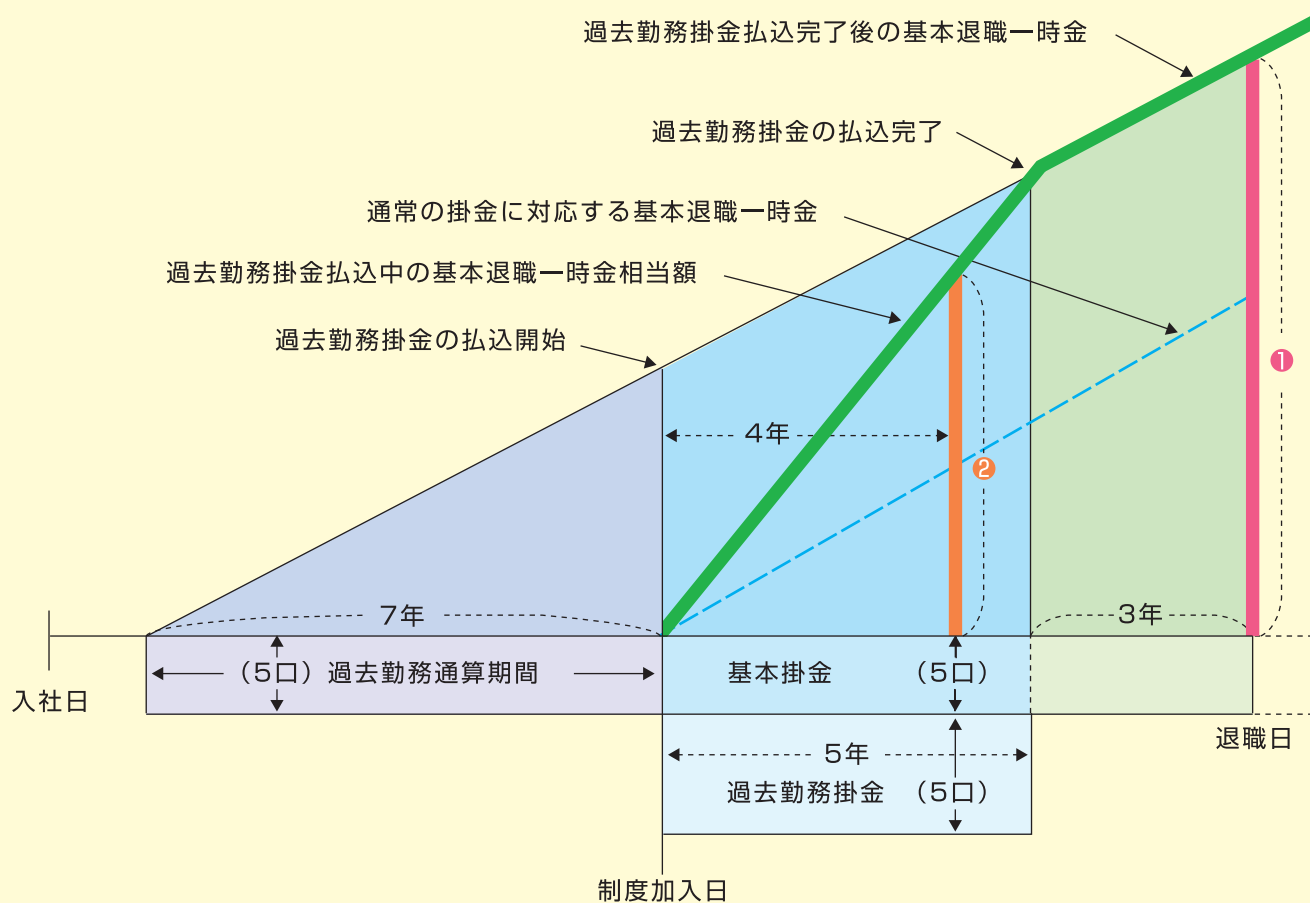
◆ 過去勤務期間通算と給付内容 ◆

通算口数が加入口数と同一（5口）の場合の給付内容

例：過去勤務通算期間……………7年

過去勤務掛金払込期間……………5年

〈基本退職一時金部分のしくみ図〉



① 過去勤務掛金払込完了後の退職一時金

過去勤務掛金払込開始から脱退までの期間が8年の場合

退職一時金＝加入期間15年で5口に対する基本退職一時金額【図①の給付】

（加入期間＝7年＋5年＋3年＝15年）＋加算給付額

② 過去勤務掛金払込完了前の退職一時金

過去勤務掛金払込開始から脱退までの期間が4年の場合

退職一時金＝加入期間4年で基本掛金に対する基本退職一時金額と過去勤務掛金を増口とみなして計算される基本退職一時金相当額の合計額【図②の給付】＋加算給付額

掛金口座振替取扱金融機関

みずほ銀行	大阪信用金庫
三菱UFJ銀行	大阪厚生信用金庫
三井住友銀行	大阪シティ信用金庫
りそな銀行	大阪商工信用金庫
北陸銀行	永和信用金庫
関西みらい銀行	北おおさか信用金庫
池田泉州銀行	尼崎信用金庫
徳島大正銀行	のぞみ信用組合
みなと銀行	

※金融機関名は2024年11月現在のもので、名称変更などがあつた場合は、新金融機関にてお取扱いできます。
(注意)上記取扱金融機関の近畿2府4県(大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)にある本支店のみの取扱となります。

委託保険会社および委託割合

大同生命保険株式会社……………	79.11%
(事務幹事会社)	
日本生命保険相互会社……………	5.35%
アクサ生命保険株式会社……………	0.31%
第一生命保険株式会社……………	1.79%
富国生命保険相互会社……………	0.65%
明治安田生命保険相互会社……………	0.24%
大樹生命保険株式会社……………	0.96%
住友生命保険相互会社……………	11.59%

事務委託会社

日本システム収納株式会社

※上記の委託保険会社に委託割合に応じた資産の運用を委託しております。なお、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。
(上記の委託保険会社および委託割合は2024年11月現在のもので、)

個人情報に関するお知らせ

大阪商工会議所(以下「本会議所」という)は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等)を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社へ提供します。

委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、本会議所および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

この制度は、商工会議所が委託保険会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づき運営しています。

このパンフレットは、2024年11月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容は変更することがあります。

■お問合せは

大阪商工会議所 共済事業室

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番8号
TEL 06-6944-6341 FAX 06-6944-6345